

■ 自己資本の充実の状況（連結）

(1) 連結の範囲に関する事項

■ 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違する会社はありません。

■ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 1社
- 主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟ジェイエイバンクサービス	不動産管理及び県信連の定型的後方業務の受託

■ 持分法が適用される関連法人

- 関連法人数 1社
- 主要な関連法人

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟県農協電算センター	JA及びJA連合会の電算機による情報処理

■ 比例連結が適用される関連法人

該当する会社はありません。

■ 控除項目の対象となる会社

該当する会社はありません。

■ 従属業務を営む会社または新規事業分野を開拓する会社であって、連結グループに属していない会社

該当する会社はありません。

■ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当事項はありません。

■ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

(2) 自己資本の状況

■ 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の充実による自己資本増強を図る一方、法人向け貸出や社債運用によるリスクアセットが増加した結果、平成24年3月末における連結自己資本比率は28.58%となりました。

■ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資により調達しています。

- 普通出資による資本調達額 219億円(前年度219億円)
- 後配出資による資本調達額 143億円(前年度143億円)
- 永久劣後特約付借入金 500億円(前年度500億円)

当連結グループでは、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として、平成19年度から平成23年度まで会員JAより後配出資金を増額して受け入れています。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

a 連結自己資本の構成

(単位:百万円)

項目	平成22年度	平成23年度	項目	平成22年度	平成23年度
出資金	36,296	36,296	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
うち後配出資金	14,330	14,330	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
回転出資金	-	-	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	-	-
資本剰余金	0	0	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段	-	-
利益剰余金	49,571	52,104	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
処分未済持分	-	-	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー(ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。)及び信用補完機能を持つ/0ストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	602	1,405
その他有価証券の評価差損	-	-	控除項目不算入額	-	-
新株予約権	-	-	控除項目計(D)	602	1,405
連結子法人等の少数株主持分	-	-	自己資本額(C-D)(E)	138,142	140,057
営業権相当額	-	-	資産(オン・バランス)項目	434,050	464,140
連結調整勘定相当額	-	-	オフ・バランス取引等項目	9,514	7,965
のれん相当額	-	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	16,660	17,807
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-	-	リスク・アセット等計(F)	460,225	489,913
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-	Tier1比率(A/F)	18.65%	18.04%
基本的項目計(A)	85,868	88,400	自己資本比率(E/F)	30.01%	28.58%
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-			
一般貸倒引当金	674	719			
相互援助積立金	2,634	2,697			
負債性資本調達手段等	50,000	50,000			
負債性資本調達手段	50,000	50,000			
期限付劣後債務	-	-			
補完的項目不算入額	△433	△355			
補完的項目計(B)	52,876	53,061			
自己資本総額(A+B)(C)	138,744	141,462			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償却損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成20年金融庁・農水省告示第22号。以下「特例告示」という。)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」(ハイフン)で記載しています。

b 自己資本の充実度

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成22年度			平成23年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	183,050	-	-	191,723	-	-
我が国の地方公共団体向け	46,528	-	-	48,372	-	-
地方公営企業等金融機構向け	72,456	-	-	60,476	-	-
我が国の政府関係機関向け	9,473	746	29	24,883	2,287	91
地方三公社向け	727	145	5	608	121	4
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	941,689	226,049	9,041	920,271	233,429	9,337
法人等向け	118,549	98,006	3,920	129,797	108,675	4,347
中小企業等向け及び個人向け	1,018	713	28	679	492	19
抵当権付住宅ローン	86	29	1	75	26	1
不動産取得等事業向け	2,859	2,856	114	3,322	3,305	132
三月以上延滞等	3,133	34	1	3,092	19	0
信用保証協会等による保証付 出資等	10,319	1,025	41	9,000	896	35
81,517	81,517	3,260	82,552	82,552	3,302	
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	40,044	27,115	1,084	45,663	34,246	1,369
証券化	4,503	900	36	3,929	785	31
上記以外	13,807	4,423	176	16,621	5,266	210
エクスポージャー別計	1,529,765	443,565	17,742	1,541,072	472,105	18,884
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	16,660		666	17,807		712
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	460,225		18,409	489,913		19,596

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.62)をご参照ください。

a 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(単位:百万円)

		平成22年度					平成23年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	1,492,131	198,803	435,461	-	3,133	1,494,003	211,188	436,831	-	3,092
国	外	33,130	-	32,811	-	-	43,139	-	42,789	-	-
地域別残高計		1,525,261	198,803	468,272	-	3,133	1,537,143	211,188	479,621	-	3,092
法人	農 業	2,597	2,597	-	-	39	2,412	2,412	-	-	67
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	17,460	14,826	-	-	243	15,160	12,758	-	-	75
	鉱 業	600	600	-	-	-	600	600	-	-	-
	建設・不動産業	8,243	7,568	510	-	1,189	8,406	7,728	509	-	1,068
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,446	-	2,403	-	-	1,504	1,001	503	-	-
	運輸・通信業	11,541	6,777	4,511	-	-	18,631	5,782	12,685	-	-
	金融・保険業運	293,547	45,427	247,989	-	-	290,034	48,631	240,954	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	82,784	82,296	-	-	1,637	92,064	91,524	-	-	1,871
	日本国政府・地方公共団体	229,578	27,339	202,239	-	-	240,043	30,442	209,601	-	-
	上 記 以 外	814,358	-	7,235	-	-	797,010	-	8,230	-	-
個 人	11,369	11,369	-	-	23	10,306	10,306	-	-	9	
そ の 他	50,732	0	3,381	-	-	60,968	-	7,137	-	-	
業種別残高計		1,525,261	198,803	468,272	-	3,133	1,537,143	211,188	479,621	-	3,092
1 年 以 下		840,996	50,564	60,974	-		818,298	60,391	46,447	-	
1 年 超 3 年 以 下		145,718	28,130	117,588	-		151,653	23,373	128,279	-	
3 年 超 5 年 以 下		110,274	22,688	87,586	-		94,901	27,445	67,455	-	
5 年 超 7 年 以 下		68,401	17,574	50,827	-		97,801	14,619	83,182	-	
7 年 超 10 年 以 下		155,118	25,402	129,715	-		144,735	32,673	112,061	-	
10 年 超		30,566	17,789	12,777	-		46,504	16,855	29,648	-	
期限の定めのないもの		174,184	36,654	8,802	-		183,249	35,829	12,545	-	
残存期間別残高計		1,525,261	198,803	468,272	-		1,537,143	211,188	479,621	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

b 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(a) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	平成22年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	777	674	-	777	674	674	719	-	674	719
個別貸倒引当金	3,762	3,443	-	3,762	3,443	3,443	3,338	254	3,189	3,338

(b) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成22年度					平成23年度						
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却		
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高			
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国	内	3,762	3,443	-	3,762	3,443		3,443	3,338	254	3,189	3,338	
	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計		3,762	3,443	-	3,762	3,443		3,443	3,338	254	3,189	3,338	
法人	農業	65	66	-	65	66	-	66	67	0	65	67	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	402	408	-	402	408	-	408	131	241	166	131	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,573	1,189	-	1,573	1,189	-	1,189	1,056	-	1,189	1,056	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,655	1,728	-	1,655	1,728	-	1,728	2,039	-	1,728	2,039	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	65	50	-	65	50	-	50	43	12	38	43	-	
業種別計		3,762	3,443	-	3,762	3,443	-	3,443	3,338	254	3,189	3,338	-

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(c) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成22年度			平成23年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	332,880	332,880	-	332,653	332,653
	10%	-	17,725	17,725	-	31,841	31,841
	20%	6,215	890,504	896,719	4,941	856,303	861,244
	35%	-	84	84	-	74	74
	50%	26,242	3,432	29,674	27,784	2,064	29,848
	75%	-	984	984	-	673	673
	100%	2,055	237,922	239,978	5,336	266,479	271,816
	150%	-	7,148	7,148	-	8,989	8,989
	その他	-	65	65	-	0	0
自己資本控除	-	-	-	-	-	-	
合計	34,513	1,490,748	1,525,261	38,061	1,499,081	1,537,143	

(注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
 なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は、単体の開示内容(P.65)をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度			平成23年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	72,456	-	-	60,476	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,004	-	-	2,004	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	-	12,046	-	-	12,046	-
法人等向け	26	1,532	-	9	2,493	-
中小企業等向け及び個人向け	1	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	554	-	-	37	-
合計	28	88,595	-	9	77,058	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.66)をご参照ください。

a 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	平成22年度						平成23年度					
	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額
			現金・ 当会貯金	債券	その他				現金・ 当会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	1	-	-	-	1	-	72	-	-	-	72
(2) 金利関連取引	-	158	-	-	-	158	-	88	-	-	-	88
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	292	-	-	-	292	-	375	-	-	-	375
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	37	-	-	-	37	-	295	-	-	-	295
(7) クレジット・デリバティブ	-	108	-	-	-	108	-	91	-	-	-	91
派 生 商 品 合 計	-	598	-	-	-	598	-	922	-	-	-	922
長 期 決 済 期 間 取 引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットイング契約による 与信相当額削減効果(△)		-				-		-				-
合 計	-	598	-	-	-	598	-	922	-	-	-	922

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。
なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

b 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	プロテクション の購入	プロテクション の提供	プロテクション の購入	プロテクション の提供
想 定 元 本 額	-	-	-	-
種 類 1	-	-	-	-
種 類 2	-	-	-	-
種 類 3	-	-	-	-

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

c 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
想 定 元 本 額	-	-

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は、単体の開示内容(P.67)をご参照ください。

a 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

b 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(a) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成22年度		平成23年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	2,362	-	2,213	-
	そ の 他	2,141	-	1,846	-
	合 計	4,503	-	4,059	-
オフバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(b) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

22年度

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	4,503	36	オ ン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-		リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-		リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-		リスク・ウェイト650%	-	-
	自己資本控除	-	-		自己資本控除	-	-
	合 計	4,503	36		合 計	-	-
オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	-	-	オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-		リスク・ウェイト100%	-	-
	リスク・ウェイト100%	-	-		リスク・ウェイト225%	-	-
	リスク・ウェイト350%	-	-		リスク・ウェイト650%	-	-
	自己資本控除	-	-		自己資本控除	-	-
	合 計	-	-		合 計	-	-

23年度

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オ ン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	3,929	31	オ ン バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	自己資本控除	130	130		自己資本控除	—	—
	合計	4,059	162		合計	—	—
オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 20%	—	—	オ フ バ ラ ン ス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	自己資本控除	—	—		自己資本控除	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(c) 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額
証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	130
合計	—	130

(注) 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係るほかの証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

(d) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

(e) 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

(注) 自己資本比率告示附則第13条とは、平成18年3月31日時点で保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額について、平成26年6月30日までの間、証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセット額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限とする措置のことです。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方針や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.69)をご参照ください。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.69)をご参照ください。

a 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	4,073	4,073	3,723	3,723
非上場	76,073	76,073	75,968	75,968
合計	80,146	80,146	79,692	79,692

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

b 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

平成22年度			平成23年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	128	-	-	269	-

c 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
461	189	448	100

d 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

平成22年度		平成23年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.70)をご参照ください。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減 (単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 21,338	△ 5,566

■ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支給総額及び支給方法

役員に対する報酬等の種類は、報酬と退職慰労金の2種類で、平成23年度における対象役員に対する報酬等の支給総額は、次のとおりです。

なお、報酬は毎月21日に本人口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	57	5

(注1) 対象役員は、理事4名、監事1名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において、監事各人別の報酬額については監事会において決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議委員会(構成:JA組織代表者3名と外部委員3名)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、退職時における報酬基礎月額に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に功労があったと認められる者については特別功労金を加算して算定し、総会で役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会において、監事については監事会において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けけるものうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、平成23年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 平成23年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けける者はありませんでした。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。